○須高行政事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則

（昭和45年10月20日規則第１号）

改正　昭和52年６月15日　規則第２号
平成元年３月31日　規則第３号
平成29年10月27日　規則第３号
令和３年３月29日　規則第１号
令和６年11月１日　規則第４号
令和８年１月26日　規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、須高行政事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和45年条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関し要な事項を定めるものとする。

（使用許可申請等）

第２条　条例第５条の規定による許可を受けようとする者は、火葬場使用許可申請書（様式第１号）を組合長に提出しなければならない。ただし、長野県広域火葬計画及び災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定に基づく火葬協力依頼があったときは、この限りではない。

第３条　組合長は、前条の申請に対し許可をしたときは、火葬場使用許可証（様式第２号）を交付するものとする。

（使用料の減免）

第４条　条例第６条第２項ただし書の規定による使用料の減免及び減免率は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　使用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護（以下、「生活保護」という。）を受けているとき　100分の100

⑵　死亡者が死亡時に生活保護を受けていたとき　100分の100

⑶　その他前２号に準ずるとき　100分の50

２　使用料の減免を受けようとする者は、松川苑使用料減免申請書（様式第３号）を組合長に提出しなければならない。

（火葬及び分骨証明書の交付等）

第５条　墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第５条第３項において準用する同条第１項の規定による事実を証する書類の請求は、火葬及び

分骨証明申請書（様式第４号）により行うものとする。

２　前項の火葬の事実を証する書類の交付は、火葬及び分骨証明書（様式第５号）により行うものとする。

附　則

この規則は、昭和45年11月１日から施行する。

附　則（昭和52年６月15日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年３月31日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年10月27日規則第３号）

この規則は、平成29年11月１日から施行する。

附　則（令和３年３月29日規則第１号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和６年11月１日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年１月26日規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、令和８年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日から令和８年３月31日までの間においては、改正前の様式による火葬場使用許可申請書の提出を受け、及び改正前の様式による火葬場使用許可証を交付することができる。

（**様式第１号**）（第２条関係）

火 葬 場 使 用 許 可 申 請 書

死亡者	住所 （死産児の場合は父母の住所）			
	氏名 （死産児の場合は父母の氏名）	（父）　　（母）		
	性別	男　　女　　不詳		
	出生年月日 （死産児の場合は妊娠月数）	年　　月　　日　（妊娠　　ヶ月）		
火葬年月日時分		年　　月　　日　午前・午後　　時　　分		
申請者	住所			
	氏名		死亡者との続柄	

上記のとおり申請します。

年　　月　　日

（あて先）須高行政事務組合長

（**様式第２号**）（第３条関係）

火　葬　場　使　用　許　可　証

<table>
<tr><td rowspan="4">死
亡
者</td><td>住　　所
（死産児の場合は父母の住所）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　　名
（死産児の場合は父母の氏名）</td><td colspan="3">（父）　　（母）</td></tr>
<tr><td>性　　別</td><td colspan="3">男　　女　　不詳</td></tr>
<tr><td>出　生　年　月　日
（死産児の場合は妊娠月数）</td><td colspan="3">年　　月　　日　（妊娠　　ヶ月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">火　葬　年　月　日　時　分</td><td colspan="3">年　　月　　日　午前
午後　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申
請
者</td><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td><td>死亡者との
続　　柄</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>火葬執行者</td><td></td></tr>
</table>

上記のとおり許可します。

年　　月　　日

須高行政事務組合長　　印

（**様式第３号**）（第４条関係）

松川苑使用料減免申請書

年　　月　　日

（あて先）須高行政事務組合長

申請者　住所

氏名

（死亡者との続柄　　）

松川苑の使用について、次の理由で使用料の減免を受けたいので申請します。

死亡者	住　　所	
	氏　　名	
	生年月日	年　　月　　日

使用日時	年　　月　　日	使用料	円

減免申請の理由（〇をしてください。）

須高行政事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則第４条

（１）　使用者が生活保護を受けているとき　　減免率　100/100

（２）　死亡者が死亡時に生活保護を受けていたとき　　〃　100/100

（３）　その他前２号に準ずるとき　　〃　50/100

［理由：　　］

以上の減免申請の理由が事実と相違ないことを証明します。

年　　月　　日

市町村長等名　　印

備考　市町村長等の証明をもって減免対象となります。

（様式第４号）（第５条関係）

火 葬 及 び 分 骨 証 明 申 請 書

死亡者	本　籍　地			
	住　　所			
	氏　　名			
	死亡年月日	年　　月　　日		
	火 葬 場 所	長野県須坂市大字日滝4476番地 火葬場「松川苑」		
	火葬年月日	年　　月　　日		
分骨埋蔵予定年月日		年　　月　　日		
分 骨 予 定 場 所				
申　請　者　住　所				
申　請　者　氏　名			死亡者との続柄	

上記の通り証明書を交付されたく、死亡者の火葬許可書の写しを添付して申請します。

年　　月　　日

（あて先）須高行政事務組合長

取扱者

（**様式第５号**）（第５条関係）

火 葬 及 び 分 骨 証 明 書

<table>
<tr><td rowspan="6">死亡者</td><td>本 籍 地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>死亡年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>火葬場所</td><td colspan="3">長野県須坂市大字日滝4476番地
火葬場「松川苑」</td></tr>
<tr><td>火葬年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">分骨埋蔵予定年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">分骨予定場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">申請者住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">申請者氏名</td><td></td><td>死亡者との続柄</td><td></td></tr>
</table>

上記に係る遺骨は、火葬場「松川苑」にて火葬後、分骨された焼骨であることを証明します。

年　　月　　日

須高行政事務組合長　　印

取扱者